

香川県公安委員会公告第 52 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公
示する。

令和 8年 6月 29日

香川県公安委員会委員長



日時	令和 8年 7月 16日 午前 10時 00分	
場所	高松市郷東町587番地138 香川県警察本部交通部運転免許課聴聞室	
番号	被聴聞者の氏名又は名称	被聴聞者の住所又は居住
	対象者には別途通知済み	